

説明書

(令和5年8月14日作成)

(不誠実対応⑬)

宇津兄弟(宇津雅美および宇津慎史)は、自分たちが吹田警察署に行って悠生君に会うことを避けたいとの理由で、事故を起こした従業員の面談機会も奪ってしまったのではないかと遺族側は考えている。

(詳細事項)

当初、遺族側が希望した悠生君が見つかった時の、悠生君との面談対象者は、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)と事故を起こしてしまった当該従業員である。しかしながら何故か、悠生君が吹田警察に来る時、遺族側がアルプスの森(施設長:宇津慎史)に電話した時の、面談対象者は、施設長(宇津慎史)と児童発達支援管理責任者(宇津雅美)に変更されていた。

そこで面談対象者がいつの間にか変更されているが、当該従業員が吹田警察署に行く事を拒否したのかを確認したところ、以下のような回答があった。

吹田警察署への訪問予定者を特に変更した事実はなく、 が吹田警察署へ行くことを拒否した事実はありません。

(回答書(令和5年7月7日付)より一部抜粋)

すなわち、当該従業員は予定通りに訪問予定者であり、宇津兄弟(宇津雅美および、宇津慎史)と異なり、吹田警察署へ行く事を拒否したわけではないとのことであった。

以下はアルプスの森(施設長:宇津慎史)が主張している悠生君の遺族と約束していた吹田警察署に来て悠生君と会う事を反故にした理由をまとめたものである。

全てが宇津兄弟(宇津雅美および宇津慎史)にのみ関係がある内容で、事故を起こした従業員には直接は関係ないものばかりである事が解る。

- 1) 暴言に対して、悠生君の母親から謝罪を貰っていない(不誠実事項①及び⑥)
- 2) 児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は別件で忙しい(不誠実対応⑦)
- 3) 吹田警察署に行く正確な時間が不明(90分の間隔は許容できない)(不誠実対応⑨)
- 4) 遺族側からきつい言葉を投げかけられるか心配(不誠実対応⑩)
- 5) 捜査の為に水中ドローンの費用を請求された(不誠実対応⑪)
- 6) 自発的謝罪がないのなら警察署に行かなくて良いと遺族から言われた(不誠実対応⑫)

*アルプスの森(施設長:宇津慎史)が、遺族との約束を反故にした時に発したのは、上記記載の1)と2)のみ、他は、後から回答書などででてきた内容。

そのような状況であったにも関わらず、当該従業員が吹田警察署に来ることが出来なかったのは、宇津兄弟(宇津雅美および宇津慎史)は、自分たちが吹田警察署に行って悠生君に会うことを避けたいとの理由で、当該従業員の面談機会も奪ってしまったのではないかと遺族側は考えている。